

令和6年度  
店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金

<実施要領>

宝塚市  
産業文化部 商工勤労課

## 1 事業目的

宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金は、市内に新規出店しようとする事業者に対し、出店経費や家賃補助を行うことにより、魅力ある店舗の増加による市内のにぎわい創出及び活性化の促進を図るものです。

## 2 魅力店舗チャレンジ出店促進型（出店経費にかかる補助）

市内の空き店舗への魅力的な店舗等の出店を促進するため、空き店舗等を活用して事業を開始する事業者に対して、改装工事、設備購入費等の一部を補助します。

### (1) 補助金額

※補助金額は、補助対象経費総額の1/2以内とし千円未満は切り捨てとする。

※補助の対象となる経費に係る消費税及び地方消費税相当分については、補助対象外。

#### ア 上限135万円

観光プロムナードに準拠した区域、清荒神参道沿い、北部西谷地域

ただし、北部西谷地域への出店は、「宝塚市北部地域振興に資する施設の建築等に関する要綱」に基づいた申請が別途必要です。

#### イ 上限120万円

上記以外の市内全域

### (2) 補助対象物件

ア 市内で店舗として利用できる状態で、令和6年8月23日時点において入居募集が3カ月以上経過している物件。

※家賃等証明書（別紙1-4）で募集期間の証明が必要です。

イ 自己所有（申請者名義の物件）の店舗を新築又は改装した店舗

※登記簿謄本が必要です。

### (3) 補助対象事業

店舗等で行う主たる事業が日本産業分類に掲げる以下の業種のうち、不特定多数の一般の消費者を顧客とする事業とする。ただし、市外に本店があるフランチャイズ店舗等については、対象外とします。

#### ①日本産業分類に掲げる以下の業種とする

ア 小売業（中分類56～60）

イ 飲食店（中分類76）

ウ 持ち帰り・配達飲食サービス（中分類77／小分類772配達飲食サービスを除く。）

エ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78）

②観光振興に資する休憩所やギャラリーの設置、運営等、来街者の滞留性を高める事業（※①のいずれかの事業を主な事業として併設すること）

③その他出店地域もしくは商店街の魅力向上に資すると市長が認める事業（イベント等の一過性の事業を除く）

### (4) 補助対象経費

※補助対象となる経費は、本補助金の交付決定後にかかった経費とします。

- ア 出店に係る備品購入費（※取得価格1点あたり3万円以上）
- イ 店舗等の改装に要する経費及び建物に付属する設備工事費

(5) 補助対象外経費

- ア 建物の維持管理及び老朽化のみを理由とする工事等
- イ 補助対象者の資産形成とみなされる以下の備品購入にかかった経費
  - ・ パソコン、タブレット端末、ソフトウェア
  - ・ 自動車、バイク、自転車
  - ・ 冷蔵庫の更新
  - ・ エアコン、空気清浄機 等

(6) 申請について

※賃貸借契約後の申請は補助対象外です。

※交付決定前に改装工事等の契約を締結した場合は補助対象外です。

※令和7年3月7日（金）までに改装工事等を完了する必要があります。

- ア 期 間：令和6年7月16日（火）から 8月23日（金）16時 まで
- イ 申請方法：郵送（8月23日必着）、商工勤労課窓口にて提出してください。
  - 郵送の場合：〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 商工勤労課宛
  - 窓口の受付時間：9時～12時、12時45分～17時30分（土日・祝日除く）
  - ※申請について事前確認がある場合はメールでも受け付けています。  
[m-takarazuka0066@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0066@city.takarazuka.lg.jp)
- ウ 提出書類：補助金交付申請（様式第1号）に関係書類を添えて提出してください。

関係書類

- ・ 事業計画書（別紙1-1）
- ・ 家賃等証明書（別紙1-4）※自己所有物件の場合は「登記簿謄本」
- ・ 暴力団排除に関する誓約書（別紙1-5）
- ・ 宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金交付要綱に関する誓約書（別紙1-6）
- ・ 市税の未納の税額がないことの証明の原本
- ・ 住民票もしくは履歴事項全部証明書の原本 ※発効日から6ヶ月以内のもの
- ・ 改装費及び設備工事の見積書（2者以上）
- ・ 工事内容が分かる図面（平面図）
- ・ 工事前の外観及び内観写真
- ・ 備品の価格が分かるカタログ

(7) プレゼンテーション審査会の実施及び補助対象者の決定について

審査会の場でプレゼンテーションを行っていただきます。提出された資料とプレゼンテーションを5つの観点（1店舗の魅力性、2事業の具体性・実現性、3事業の継続性、4地域への波及性、5デザイン経営の視点）から審査し、補助対象者を決定しま

す。なお、プレゼンテーション審査会は9月中に実施する予定です。日程については申請受付後に改めて案内します。

(8) 実績報告書の提出

ア 締め切り：令和7年3月7日(金)まで

イ 提出書類：実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて提出してください。

関係書類

- ・事業報告書（別紙8-1）
- ・支払いを証明する書類の写し（領収書等）
- ・成果物等（工事箇所の前後写真及び購入備品の写真等）

3 商店街空き店舗活用法（家賃の一部補助）

市内商店街で、3カ月以上空き店舗となっている物件を活用して事業実施する場合、家賃の一部を補助し、商店街のにぎわい創出及び活性化を目的とします。

(1) 補助金額

家賃月額1/3以内を1年間補助。（月額上限3万円又は2万円）

※補助金額の支給は店舗の営業開始月の翌月分からとし、補助合計額の千円未満は切り捨てとする。

※補助の対象となる経費に係る消費税及び地方消費税相当分については、補助対象外。

ア 上限 3万円/月

中心市街地区域

イ 上限 2万円/月

上記以外の市内全域

(2) 補助対象物件

市内商店街で店舗として利用できる物件で、申請日時点において入居募集が3カ月以上経過している物件。

※家賃等証明書（別紙1-4）で募集期間の証明が必要です。

※出店予定の商店街の同意書（様式第1号 別紙1-3）が必要です。

(3) 補助対象事業

日本産業分類に掲げる以下の業種とする

ア 小売業（中分類56～60）

イ 飲食店（中分類76）

ウ 持ち帰り・配達飲食サービス（中分類77/小分類772配達飲食サービスを除く。）

エ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78）

(4) 申請について

※賃貸借契約後の申請は補助対象外です。

ア 期間：随時申請受付しています。

ただし、予算の上限に達した場合、受付を終了します。

イ 申請方法：商工勤労課窓口又は郵送にて提出してください。

窓口の受付時間は、9時～12時、12時45分～17時30分（土日・祝日除く）

ウ 提出書類：補助金交付申請（様式第1号）に関係書類を添えて提出してください。

**関係書類**

- ・事業計画書（別紙1-2）
- ・商店会の同意書（別紙1-3）
- ・家賃等証明書（別紙1-4）
- ・暴力団排除に関する誓約書（別紙1-5）
- ・宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金交付要綱に関する誓約書（別紙1-6）
- ・市税の未納の税額がないことの証明の原本
- ・住民票もしくは履歴事項全部証明書の原本 ※発効日から6ヶ月以内のもの

(5) 補助対象者の決定について

提出された資料の審査を行ったうえで、交付決定通知書を送付します。交付決定後、賃貸借契約書の写しを提出していただきます。

(6) 実績報告書の提出

ア 締め切り：初年度分は令和7年3月31日(月)まで

イ 提出書類：実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて提出してください。

**関係書類**

- ・事業報告書（別紙8-2）
- ・支払いを証明する書類の写し（領収書等）

**4 補助対象者（共通事項）**

(1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び小規模事業者、個人事業主又は特定非営利活動法人であること。

(2) 以下すべて満たすことと。

ア 店舗の営業時間が原則1日6時間以上であること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者でないこと。

ウ 市税の滞納がない事業者（ただし、滞納がある場合でも分割納付や徴収猶予等の手続きをしている場合は、この限りではない。）

エ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

オ 政治団体並びに宗教上の組織及び団体でないこと。

カ 同じ商店街内での店舗の移動でないこと。（3 商店街空き店舗活用型のみ）

- キ 魅力店舗チャレンジ出店促進型について、過去に同一店舗等において宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金、宝塚市空き店舗等出店促進補助金及び宝塚市店舗外装整備補助金を利用していないこと。
- ク 商店街空き店舗活用型について、過去に宝塚市商店街空き店舗活用事業補助金を利用していないこと。

## 5 その他

- (1) 本実施要領や要綱に定めのない事項については、本市の指示に従ってください。
- (2) 申請内容に偽りや隠匿、不正な手段により補助を受けたとき、または受けようとしたときや、法令に違反したとき、実績報告書や支出した根拠となる帳簿書類等の添付資料が提出できないなどの場合は、交付決定の取消や補助金の返還命令などの措置を実施します。その場合は、その旨従わなければなりません。
- (3) 補助期間途中で事業を中止又は廃止した場合は、補助金交付決定の取消しを行う場合があります。